（総合デジタル通信用設備）

第五十三条　第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三及び第三十五条の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2　第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う総合デジタル通信用設備について準用する。

3　第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

（アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備）

第五十四条　第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2　第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3　第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

（携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備）

第五十五条　第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2　第三十五条の六（第二号及び第三号に限る。）及び第三十五条の二十第一項の規定は、緊急通報を扱う携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備について準用する。

3　第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備について準用する。

（その他の音声伝送用設備）

第五十六条　第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と、第三十五条の十九の二中「インターネットプロトコル携帯電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを使用してパケット交換網」と読み替えるものとする。

2　第三十五条の六（第二号及び第三号に限る。）及び第三十六条の六第一項の規定は、緊急通報を扱う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

3　第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第四条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の三により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

一　報告年度末の利用者の数が八十万以上であるもの

二　電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるもの

第七条の五の次に次の一条を加える。

（設備容量の報告）

第七条の六　事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）ごとの初日及び末日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）は、当該電気通信事業者が、法第四十四条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号ニに掲げる事項に基づく事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第十五の二の次に次のように加える。

様式第15の3（第2条第2項関係）

電気通信役務契約状況報告

契約数　　年　月　日現在

サービスの種類

事業者名

契約数	
参考事項	

注1　契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

2　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第十六及び様式第十七中「第２条第２項」を「第２条第３項」に改める。

様式第十八から様式第二十までの規定中「第２条第３項」を「第２条第４項」に改める。

様式第二十七の三の次に次のように加える。

様式第27の4（第7条の6関係）

事業用電気通信設備の設備容量の報告

年　月　日から
年　月　日まで

事業用電気通信設備の種類

事業者名

年度末における利用者数

事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況

（　年　月　日時点）